

職員による生活保護費の不適正処理事案について

このたび、本市職員による生活保護費の不適正な処理事案が明らかになりました。

1. 職員の事務懈怠による生活保護費の不適正な支出

前生活福祉課主査（平成24年度に明らかになった事務懈怠の当事者と同一職員）が生活保護所管課に在籍していた間、事務の懈怠により、下記の事案について不適正な支出を行っていたことが判明しました。

①Aさんに係る不適正な支出

当該職員が担当していた被保護者Aさんが、窓口で生活保護費を受け取りに来なくなったにも関わらず、本来行うべき状況の確認や停止処理を怠り、保護費を受け取っていたかのように領収書を偽造し、支払われた保護費を金庫に保管し続けていた。

その後、Aさんが転居していたことが分かったにも関わらず、保護費を支出し続けたが、のちに停止処理を行い、人事異動の直前に廃止決定を行ったものである。

不適正に支出していた期間：平成19年4月～平成21年3月

支出していた金額：2,365,200円（98,550円×24ヶ月間）

②Bさんに係る不適正な支出

当該職員が担当していた被保護者Bさんが、窓口で生活保護費を受け取りに来なくなったにも関わらず、本来行うべき状況の確認や停止処理を怠り、保護費を受け取っていたかのように領収書を偽造し、支払われた保護費を金庫に保管し続けていた。

その後、停止処理を行い、Bさんは収入の増加により、廃止決定が行われた。

不適正に支出していた期間：平成17年9月～平成18年1月

支出していた金額：229,240円

③Cさんに係る不適正な支出

当該職員が担当していた被保護者Cさんの前住所地の自治体に支払うべき介護保険料について、口座振替とは別に窓口払いを行っていたにも関わらず、前住所地の自治体には支払わず、保護費を受け取っていたかのように領収書を偽造し、支払われた保護費を金庫に保管し続けていた。

なお、前住所地の自治体に対しては、当該職員の私費において立替払いを続け、保管していた保護費との「精算」は行わなかった。

不適正に支出していた期間：平成19年8月～平成23年6月

支出していた金額：84,600円

2. 事案が判明した経緯

○平成24年4月、当該職員は生活福祉課所管の金庫に当該保護費を保管したまま整理することなく異動する。

- 同年5月、当課統括主幹、主幹、職員2名によって金庫の整理作業が行われ、現金や通帳などが多数発見される。
- 同月、返還金や預かり金など明らかになった金額については、統括主幹から上司（生活福祉課長）に報告が行われ、その後適切に処理が行われたが、不明金約240万円については、上司に報告されず、統括主幹の判断により、主幹の事務机の中で保管される。
- 同年8月、当課職員により当該職員が使用していたロッカーの中から、多数の封筒と現金が発見される。すぐさま主幹に報告されるが、主幹は上司に報告せず、同じく主幹の事務机の中で保管される。
- 平成25年2月、統括主幹、主幹により現金の計数が行われ、総額が272万2,790円であることが判明する。
- 平成26年2月、主幹から当課参事に保管金の存在が報告され、直ちに調査を開始し、当該職員や関係職員からの事情聴取により、上記1の事実が判明する。

3. 問題点と今後の対応

- 当該職員については、平成24年度に明らかになった事務懈怠の当事者と同一職員であり、度重なる不適正な事務処理と、事情聴取が行われるまでその事実を明らかにしなかったことなど、多くの問題があり、昨年度の問題と併せて、すみやかに厳重なる処分を検討します。
- 不明な現金の存在を知りながら、保管し続けていた主幹2名については、上司への報告が大幅に遅れ、特に、相次ぐ不適正な事務処理や不正支出事件が明らかになっている最中に、報告を怠っていたことなど、多くの問題があり、すみやかに厳重なる処分を検討します。
- 大阪府の指導の下、財源となっている国庫負担金の返還手続きを進めます。
- 今後、未だ根拠が不明な現金（約4万円）の調査など、更なる事実の解明を進めるとともに、このような問題が起きた原因や背景などについて真相の究明を行い、関係職員の処分や再発防止策を検討します。

(参考)

当該職員の生活保護所管課の在籍期間：平成13年4月1日～平成24年3月31日

保管されていた現金とその内訳：

保管金総額	2,722,790円
支出根拠が判明した現金	2,679,040円
支出根拠が判明していない現金	43,750円

問い合わせ：河内長野市 生活福祉課 (☎0721-53-1111)